

## 令和6年度 第5回上下水道審議会要録

令和6年11月27日

元気館2階 視聴覚室

19:00～20:40

### 【出席委員】

今田会長・小谷副会長・谷田委員・朝倉委員・山口委員・井上委員  
小室委員・浪江委員・太田委員・井谷委員・藤本委員

### 【欠席委員】

山崎委員

### 【事務局】

赤西課長・大門主幹・山崎課長補佐・浪江課長補佐

### 【次 第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事  
（1）上下水道料金の改定について  
（2）その他
4. その他
5. 閉会あいさつ

### 【会議の概要】

1. 開 会 （事務局）  
※事務局より会議の成立状況の報告
2. 会長 開会挨拶

### 3. 議 事

会長 それでは議事に入りたいと思います。事務局からお願いします。

事務局から水道料金の改定（別紙資料1-2）、改定案①から⑩、近隣の市町の料金の状況の説明

会長 ご意見なり質疑がありましたらどうぞ。

■委員 税込ですか。

課長 水道の経営の比較につきまして、公営企業として整理しなければいけない書類につきまして

は全て税抜きの表示をしてございます。何故かと申しましたら、消費税は国の政策によって変動してまいりますので、経年比較のこともあり純粋に税抜きの部分だけでご検討いただくために税抜の表示をしてございます。

会長 税は8%?

課長 10%です。

会長 食料品にはならない?

課長 軽減税率の対象にはなっていないので10%です。

会長 一般家庭の平均水量というのは、大体20立米が一月使用される水量ということになるのか。

課長 以前は家族4人30立米を基本に比較をしておりましたが、少子高齢化、核家族化が進んだためモデル家族として、ご夫婦と子供さん1人の3人の所帯で20立米ということが、東京都で試算を出されてからは、大体水道料金の比較をする場合には20立米で比較をすることが多くなっています。ちなみに本町の平均使用水量を調べたところ、世帯の人数がまちまちな部分もあるんですけども、13ミリの平均の水量を出しますと大体19立米ということで、東京都の出されてるのと同じぐらいと考えています。

会長 基本料金と従量料金の割合、今は基本料金が38.2%で従量料金が61.8%という割合で料金設定されていることは伺った。基準、目標では、基本料金55%で従量料金45%ということですが、今回の試算では基本料金がそれぞれ違うが、1400円、1450円1500円あたりでは、どれぐらいの割合になりますか。

課長 45%程度になると思っております。純粋に基本料金だけではなくて、今までの10立米までを基本料金としていたので、10立米までをひとくりにさせていただいた場合には、45%程度になる見込です。ちなみに近隣の状況ですが、福知山市さんで32.2%、綾部市さんで30.9%、宮津市さんで41.2%京丹後市さんで27.0%伊根町さんは45.5%という状況でした舞鶴市さんは集計されていないので答えられないということでした。

会長 改定案、シミュレーションの一番右側に太字で書いてあるのが、平均の改定率ということで20%前後がここに記載をされております。基本料金と従量料金の割合をどう組み合わせていくかということによって、多少差が出るということだろうと思います、前回議論いただいた20%程度の値上げは容認しなければならないということで皆様のご意見を拝聴させていただきました。ご意見はなかなか出にくいとは思いますが、今までの議論、そして今日、最終的な資料を出させていただきました。一言ずつでも結構です、ちょっと20%は高いなという思いもあるのか、そういう思いがあっても全体の事を考えるとやむを得んということだろうと思うんですが、お1人ずつご

意見を拝聴をさせていただけたらと思います。

■さんからお願いします。

■委員 案がありすぎて僕も分からんですけど、今までの会議の内容からするとやはり20%ぐらいは上げていかなあかんのかなと思います。あんまり上げて欲しくないですけどもやっていけん状態ですので別にかまへんと思います。以上です。

■委員 前回の議論の中に、基本料金は高い目に設定して、従量料金の方は低めに設定した方が理想的のかなというお話があったような気がします。そうしてくると改定案の数字の大きい方ということになって話が進むという受けとめをしておるんですけど、いずれにしても前回20%程度は上げていかんしょうがないなということの中では、いずれもその目標には達してはおりますので、どういった基本料金と従量の部分をどういうバランスで持っていくのが一番いいのかというところをもう少し細かく検討する中で結論を出していけたらなと思っております。以上です。

■委員 前回欠席させていただいてまして、前回の話の内容は把握できてないんですけども、やはり水道事業の継続という意味ではもう値上げはやむを得ないと思っていますし、その前回の話で20%っていうあたりの率が必要ということでお話があったということでその経過を踏まえまして私もそのあたりの値上げは必要だと考えています。

■委員 やむを得ないかなと思うんですけども、もしこの場で皆さんが反対って言ったら上がるのか、どうなのかなとか、でも上がらないと当然やっていけんようになるということで上げるしかないかなと思うんですけど、与謝野町民の皆さんの代表としてここで決めるわけですけど、すごい荷が重いなと思います。自分とも上がるわけで、皆さんも上がるわけですけども、単純にこの表だけ見て自分とかが使ってるあたりの金額が低いところがいいかなと思いますけれども、この先のことを考えるとやっていかなくちゃならないと思います。以上です。

■委員 個人的には、私は改定案8がいいですけど情勢が厳しいということで私は皆さんが考えておられる案でいいと思います。なるべく8番がいいですけどよろしくお願いします。

■委員 20%前後の値上げってのはやむを得ないのかなと思いますし、それを基本料金と従量料金にどうしていくかっていうのは、他の市町と均衡するところを見ていたら1500円1550円その辺かなという感じがして、1500円が一番近い、他と均衡がとれるのかなって思うように思いました。

■委員 20%前後はもう仕方ないなとは思ってます。ただ民生委員してまして高齢者のお家にちょこちょこ行かしてもらって、年金暮らしで本当に切り詰めて生活して、いろいろお話を聞いたりする中でやっぱり基本料金は低い方がいいかなと、そういう高齢者の80代の人なんかは色んなものが今度は電気代も上がるとか言うお話をよく聞いて、本当に厳しいお家もありますので、その辺りのバランスがあんまり使わない基本料金は少しでも、低い方がいいかなとは思っています。以上です。

す。

委員 5人家族で税抜き4700円ぐらい水道料払ってる訳です。2割上げると約5600円になるんです。そうなった場合、その辺りの金額を見ると結構大きくなっていくところもあるんで、20%上げるのもどうかというところもあるんです。実際のところ、水道プラス下水道もかかってくると、現行で5人で大体1万円払ってるんです。水道が税込で5000円、下水も5000円、まあ1万円ぐらいで収まっています。それが上げると、約1万2000円ぐらいになるんです。果たしてその辺りがどうなのかなというところが、なかなか難しいかなと。最終的に結論をよう出さんですけど、そういう現状にあるとお伝えしておきます。

委員 今、募金の時期で500円を持ってきていただくんですけど、やっぱりお年寄りさんはもう出せないって言われるおうちが年々増えてまして、前はくれたけど今回はくれないというので、赤十字はくれたけど歳末はあげんとかいう感じで、やっぱり物価が上がっていることもあるので値上げでも基本料金がちょっとでも安い方がいいのかな、使った分は仕方がないって思って、①案がいいのかなと私は思いました。

副会長 20%っていうのはもう皆さんと同じでやむを得ないかなと思ってます。ただ、個々の委員さんのお話もございましたように、例えば委員さんがおっしゃいますように個々の財政状況といいますか、委員さんがおっしゃいましたように個々のそういった事情を見ながらというのは多分無理なんで、先ほど申し上げましたように20%というのはやむを得ないと思ってますし、これまで何回も町の方からの説明にありますように全体として考えた場合に、今朝テレビを見てましたら水道のことをやってまして、全国の10市ぐらいで最低が9%ぐらいで最高が20%ぐらいだと思うんですけど、それはもちろん与謝野町と比べるわけにはいかないんですけど、今後の大きなネックになっているのが水道管の布設替えていう部分があるので、やっぱり億という単位が出ていくということからいきますと、平等という言葉が妥当かどうか分からないんですけど、財政事情とか使用する量の問題とかもあると思うんですけど、今後の町の財政とか古い管の布設替えとか考えるとやっぱり20%っていうのはもうやむを得ないかなと思います。個々の話では先ほど委員さんもおっしゃっていましたが1500円ぐらいが妥当かなとか、1300円から1500円という部分の中でどのあたりに落ち着かせるのかという部分があると思いますけど、私個人的には総合的に見て、やはり委員さんもおっしゃいましたように基本料金と従量制の部分、会長もおっしゃいましたけど、元々55と45に近づけるといって町の話もありましたので、そういう面からいくと諸事情もあるかと思うんですけど基本料金1500円ぐらいが個人的にはいいのかなというのが今の率直な意見といいますか気持ちです。以上です。

会長 皆さんのご意見を拝聴しました。それぞれのご事情もあるということはよく分かる訳ですが、水道会計全体を見ますとやはり値上げをしてインフラ整備をきちっと整えていただくと、あるいは災害にも備えていただくということが、結局は長い目で見ると我々にも恩恵があるのかなとも考えたりしております。しかし、与謝野町は非常に京都府の中でも所得が低いと言われておりますので、そういった面では先ほどおっしゃっていただきましたように非常に厳しい面もあるんだろ

うと思いますけれども、もう少し大きな視野に立って見ていただくということも必要だろうし、どうしても困窮しておられる方には、町から別途の支援が必要なのかなと思う。今ここでそのことを1から10まで出して議論するというのは不可能であるし、不効率だと思っております。また、元に戻りますけれども、20%程度の値上げ、そして基本料金も少し上げるべきだという前回の意見を踏まえますと、1450円の基本料金にしますとこれに税10%を掛けて1595円になる、1500円にすると税が150円かかるので1650円になります。さきほど1500円ぐらいが妥当ではないかというご意見も聞かせていただきました。1500円の基本料金の改定をしていくということでご賛同いただけんかなと思うんですがいかがでしょうか。先ほど■■■■委員さんが8番が良いと。

■■■■委員 何の根拠もないです。ぱっと見て基本料金がこれぐらいで、あとは従量的なところで、この辺かなと思っただけです。

会長 この中では、改定案4も19.5%です。

■■■■委員 個人的な意見です。いろんなことがあるのでやむを得ないです。

会長 この料金改定にあたっては、やっぱりなぜ料金改定をしなければならないのかということと担当課の皆さんに経費削減の努力もしていただいていると思いますので、その辺りの2点について我々にもしっかりとお示しをいただく、ペーパーにでもしていただいて、配布をしていただく。そうすると我々審議会委員で、近所の人から値上げするなと聞かれたときに、「知らない間になつたわ」というよりもペーパーを見てもらいながら、こういうことも、ああいうこともあるので、やむなく値上げしたという御説明といたしますか、審議委員としてそういうことも思っただきながら、値上げをしていただくというのがいいのではないかなと思います。課長、今のなぜ料金改定をしなければならないのか、あるいは担当課としての経費削減について口頭で言える部分があったらおっしゃってください。

課長 値上げの必要性については、黒字決算を打ってはいますが、現金は毎年減っている現状です。前回資料で現金預金の推移を令和18年までお示ししているところです。白丸印は料金改定をしない場合で令和12年には1億円を切って令和13年には底をつく状況が予想されてます。この中で20%10%15%それぞれの推移を表していますが、20%では令和18年までは目標としております4億円をキープできる見通しです。15%では令和18年には2億5000万円程度まで落ちる予測を立てております。一旦そこまで落ちてから料金改定すると、今回15%改定をした上で、また同程度、それ以上の改定をしなければならないという見通しです。例えばの話ですが、審議会でご了承いただけない、また、議会で否決された場合には、この白丸印のところをたどっていく訳でございます。そうなりましたら、資金不足となり、ここ2、3年話題になっております実質公債費比率が17%で全国2番目だということで騒がれておりますが、それ以上に重たいことで、経営改善計画を立てた上で、どのように料金改定をしていくかということ国に報告した上で、それを着実に実行していくこととなります。ある一定水準までは計画的に料金改定をしていく必要

があることになってまいりますので、転ばぬ先の杖ではございませんが早め早めに手を打っていく必要がある。水道の場合には、現金がなくなることは資金不足ですので、経営改善計画を立てて計画的に何年かごとに何%を上げていく、そういう具体的な計画を示した上で、水道事業の経営を改善していかないといけないという縛りがかかってまいりますので、そうならないためにも早めに一定程度のご負担をお願いすることをご決断いただけたらというのが当課の思いです。その原因は、ご家庭に水道水を供給するために年間6億円ほどかかりますが、料金でいただいているのは4億円程度の収入しかございません。2億円のギャップがあるということです。その2億円のギャップをどうやって埋めてるかと言いましたら、基準に基づく一般会計からの繰入、それから貯金であります現金預金の取り崩しで穴埋めをしているのが実情です。皆様に水道水を供給するための費用6億円を料金収入で賄えるようにしていきたいという思いですが、4億円を6億円にしようと思うと、50%改定の改定が必要です。現在のところは、一般会計から利子の部分で大体9000万円ほど、起債の償還の部分では、1億6000万円程度を毎年、一般会計からいただいております。その中で、毎年7000万円程度が足りないということでございますので、これを埋めるために20%程度の改定が必要ではないかなということで、皆様のご理解をいただきたいというところでございます。それから経営努力の部分ですが、水道事業につきましては、電気代、薬品代それから人件費これらが維持管理の大きな部分になってまいります。人件費の部分につきましては、合併当時、水道課の職員だけで点検員含めて15人おりました。正職員が12人と、半日勤務の点検員が3名おりましたが、現在は、下水と合わせて、点検員を含めて13名という体制です。下水道の職員が、合併当時は8人でしたので、合計上下水道としては23人体制だったところが、現在13人でやっておりますので、10人削減をしております。これは、加悦地域において浄水場の統廃合を行っており浄水場が3ヶ所と配水池を1箇所削減しておりますし、平成29年の簡易水道の統合時に、各浄水場に遠隔監視システムを導入して、携帯電話からでも浄水場の様子が確認できるようにしたり、主要な機器は、携帯電話などからも操作ができるよう投資を行ってきております。そういった投資を行った上で現在の状況となっております。下水については、旧3町でそれぞれ下水道工事をやっておりましたが、平成26年に概成しまして工事の本数が減ったこともあり、技術職員等が減少している状況です。今の一番の課題としては、技術職員の数が水道1人、下水1人という状況です。浄水場の管理は、事務職員も下水道職員も一緒にそれぞれ担当浄水場を決めて管理しております。先ほど副会長からもお話がありました管の更新ですとか、その設計、現場管理を行う職員が非常に少ない状況です。そういった部分について、今後、どうやって手当していくのかということが、大きな課題としてとらえております。その解消のために、令和元年ごろに窓口業務等の民間委託を議会に提案をさせていただきましたがご理解いただけず否決となっております。私どもの考えとしては料金とか、窓口業務また手間がかかります水道の開け閉めを行う開閉栓業務を民間の力を借りて、その部分に充てていた人員を浄水場の管理だとか、管路更新の設計、現場管理をする人員に充てたいという思いがありましたが、そういった思いは議会には伝わらずに、水道の民営化と同列に扱われ、民営化とは全く関係ない内容でしたが、否決になりました。

否決になったため、水道課の職員体制としては、窓口業務、料金業務などは日々毎月毎月同じことをしていく必要がありますので、人を充てる必要があります。どこを減らされるかというところと技術職員が減ってきている状況ですので、これをどうしていくか悩ましいところがございますし。また、国の方針として、福知山市さんがやられている包括的民間委託に管路の更新工事なども足して民

間に出しなさいというような話が、一昨年あたりから出てきており、下水道では、令和9年度以降にそういった体制をとらないと、国の補助の対象から外しますという話が出ています。水道では、今のところそういった話はありませんが、所管省庁が厚生労働省から下水と同じ国交省に変わりましたので、いずれそうなってくるのが予想されます。下水道は、これから管路更新等を行っていくための計画を立案する予定ですが、宮津湾流域下水道では既に管路の二条化、それから更新工事を行っておりますので、流域下水道としては、WPPPに移行するための事務作業調査を今年度からやっていくとのことです。本町また宮津市も処理場を持っておりませんので、流域と一緒にウォーターPPPの検討の土台に上げてほしいという要望をしているところです。水道の維持管理についても、検討課題としてのせる必要があるのかということも課内で議論をしているところです。理由としては、上下水道課の体制として、コアな部分は上下水道課に残しながら、民間にお願いできることは民間にお願いしていくことが国からも示されております。補助金交付金などを活用していくためには、国の政策に乗っていかないと補助金などの交付要件の変更などが出てきておりますので、そこに対応していきたいと考えております。あとは、現行正職員11名と、点検員2人、13名でやっておりますが今年の1月1日にあった能登半島地震で一番ネックになっておりますのは上下水道インフラの復旧でございました。能登半島地震については半年経ってやっと断水地域が解消になりましたが、現在9月の豪雨の影響で断水している地域も残っている状況でございます。本町の場合は、まだ町域が比較的狭く、人家がある地域がまだ集中しているということもございまして交通さえ何とかなれば、早期に復旧できるかなと思っておりますが、先ほど申しましたように技術職員自体が少ない状況ですので、復旧にあたっては他の市町からの応援を要請していく必要があります。ただ、応援を要請しても、まちのことを知っているのは当町の職員ですので、そういった技術継承に力をいれていく必要がある、町長も防災減災対策に力を入れるように指示されておりますので、当課としても、応急給水体制、それから異常時の給水体制についてしっかりとしたもの構築していきたいと考えております。来年度については管路の耐震化等、井戸の更新、それからできたら男山浄水場に非常用電源設備発電機の整備ができたかと考えております。補助金の目処が立ったら事業化していきたいと考えています。

取り留めない話になってしまいましたが料金改定の必要性については、簡単に申しあげましたら、かかった費用のうち料金で賄えている部分が70%程度であるということでございます。その影響で現金預金がなくなっているそれを改善するために、大体2割程度、7000万円程度減っている分を料金で手当したいということが、まず第1です。経費削減については、細かいことはいろいろとやっておりますが、大きなところでは人件費が合併当時に比べて10人削減を行ってきたというところがございます。その他先ほど申しあげました、これから官民連携の検討に取り組んでいって、効率化等を進めたいと思います。以上でございます。

会長 もう少し簡潔にまとめてペーパーにして、委員に配布をしてください。

委員 値上げの必要性に関して、今、現状の問題の説明だったと思うんです。それよりも水道の大切さっていうことを前面に出して、皆さんに分かってもらうようなことも必要じゃないかと思う。なんで水道が必要なんだ。なんで蛇口を捻ったら安心して安全な水が飲めるかという説明とか、利便性ですよ。そういうことをやっぱり住民にアピールして、必要性とか重要性とか安全性を踏

まえて、こういうことが大事だから値上げをします。現状の問題ばかりやっても気持ちとしては、さっき言われた右か左になっちゃう。何か住民に訴えるものを文章で書いて説明したら10年先も分かってくれるんじゃないかと思う。

■委員 先ほど■さんから生活者の立場というお話があったと思う。実際我が家で言ったらこういう形になるんで、20%上げるとしたらこれだけの影響があるという、その生活者の視点というのはとても大事な部分だと思う。いわゆるライフラインと言いますね電気やガスや水道。電気やガスなんかは、手の出しようがない部分なんですけど水道については手が出せる部分、今その話をしてる最中ですから、どうしていくかっていうことになってくる。今申し上げたように生活だとか、生存に必要なものだけけれども、消費者の立場からしたら安くしたいと言うのは当然なんですよね、だけど、ここで審議会の委員として話をするときには、公共の事業としてライフラインをこれからも、将来的にも守っていかんとあかん、公共の立場で議論していくことが私らに求められてる。1生活者ではあるけども公共的な部分で、だから将来的にどうするのか、実際には責任をもつことはないけど、責任を持つ立場で考えていかなあかんという中で、いろんな議論でいる。さっき言われたようにライフラインってすごく生存にとっても大事な、すごく大切なものをどうすんねんという話だと思うので、そこの視点は当然ながら、一番初めにもっとかんとあかんのかなと思ったので発言した。

会長 それぞれのご発言をごもっともだと思って聞かせていただきました。毎日蛇口をひねると、綺麗な水が出てくる、これは裏では多くの人の努力によって、そのことが行われているということなんです。それにはコストもかかる。当然のことです。人口も減っていく。そういう中で、やはり使用料も減額になっていく中で、水道事業の運営が、同じ料金では非常に厳しいということは、どなたでもおわかりだろうと思います。そういう切羽詰まった時期に来ているのかなと思います。前回のシミュレーションを見ていただきますと20%前後の値上げをすると、おおむね10年は大丈夫だというシミュレーションが出てますそれが本当にそうなるのか、ならないのかは別にして、今の時点ではそう考えれるということなので、それぞれのご事情はあるだろうと思いますが、20%程度の値上げを断行していくということがある意味我々にも課せられた使命の一つかなとも思っておりますので、ぜひ皆さんもご理解をいただけたらなと思っております。いろいろとシミュレーションを示していただいたんですが、非常に皆さん迷っておられるということだろうと思います。一つの提案をさせていただきたいと思っております。私は改定案⑤、このぐらいで基本料金も少し値上げをする、一般的な家庭でひと月に使用される水量が20立米で値上げが551円ということです。一番右に行きまして、トータル的な値上げとして19.9%、僅かに20%を切るということです。これは大きな違いがあるだろうと思うんです。19.9と20.2、これでは捉えるイメージが、金額にしたらそう変わるんですけど、イメージが非常に違ってくると思いますので、課長もななほの値上げだと言われた時に、10パーぐらいだと言えると、20%越えているということでは非常に大きな差があるだろうと思いますので、私はこの改定案⑤で今回決めていただけたらなというのが私の意見です。

■委員 会長のリーダーシップに拍手です。

会長 そしたらもうそろそろ結論を出したいと思います。今私が申し上げました改訂案⑤ということで皆さん異論ございませんか。

「異議無し」の声

会長 ありがとうございます。

委員 改定案⑤で特に問題ないと思うんですけども、先ほど所得の低い方が基本料金を上げるとしんどい、そういう話がかかなりあったと思います。それは基本料金を上げて減免する方向だと思うんです。基本料金上げて例えば非課税世帯は、基本的には減免するとか、水道にどういう減免措置があるか知らないですが、そういう、非課税世帯の低所得の方に配慮しましたよというところを一つくっつけて、例えば、その代わり1500円にさせてもらいますというのがいいのかと思いますけれどもどうでしょうか。

会長 何かありますか。

課長 減免についてでございます。下水道料金を令和5年の6月から改定をさせていただきました。そのときに福祉減免制度というものを導入しております。内容としては、高齢者のみの世帯、1人親家庭、障害者手帳の1・2級それから身体障害者の手帳をお持ちの方っていうような格好で対象者を絞りながら10%の減免を行っております。13.1%の改定でしたので、それらの方も全く値上げをしないわけではありませんけれども、値上がり率については減っているというような状況でございます。ただ、この制度については先ほども申しましたけれども受益者負担の公平性のところで若干問題がある制度になりますので、費用の部分については一般会計から補填していただくべきものであると考えてございます。本年4月から下水道も公営企業になりましたので、その福祉減免として減額した部分については、来年度予算で一般会計から補填していただくように要求しています。、何故かという、本来なら使用者の方がどのような状態であれ使われた水量については等しく、どなたからも頂戴すべきっていうのが受益者負担の原則になってございます。その中で独居の方ですとか、経済的に苦しい方について配慮するという部分について言えば一般会計、行政が責任を持って手当すべき課題と考えています。以前は、他の自治体でも、あったんですが、福祉減免制度自体一般会計から補填がなくなったから止めるっていう事業者が増えてきておりますし、逆に福祉減免について、広く考えて、社会福祉施設についても減免している自治体もございます。また生活困窮ということで生活保護の世帯も減免をしていたところもありますが、生活保護世帯については、減免制度から外す流れがございます。それは二重の手当に該当する。本来、行政として生活保護がある上に、料金についても、水道からもしくは一般会計から補助が出るということになりますので、そういったところは見直しをされているところもあります。制度を廃止されている理由としては先ほど言いましたように、受益者負担の原則になじまないということです。減額した部分の料金をその他の使用者の方で賄うことが、公営企業にはそぐわないということがございますので、前回、福祉減免を入れた理由といたしましては、委員からありました低所得なり

生活困窮の方に対する手当を何か入れるというようなご意見を答申でいただいておりますので、そういった制度を提案をさせていただいております。今回も、これから改定案についてお決めいただきましたら、答申書を決めていただくことになると思いますが、その答申書の中で今お話があったような部分について、盛り込んでいただければいいと考えております。こういったことはなぜ大事かと言いましたら、今の料金表では基本料金が1429円と1529円の2本立てになっております。何でこうなったかと言いましたら、高齢の方とか独居の方の使用水量あんまり使えへんのと同じ料金をもたらうのはいかなものかという話があり、そちらに配慮するために、8立米まで、10立米までっていう料金体系になった経過がありますので、ここは生活困窮の方に対する手当は手当として別に考えて、料金の部分は料金として純粹に水道事業または下水道事業の経営のためだけを考えていただくためにも、そういった整理の方がいいと思っております。

会長 減免制度があるんだっただけPRしていただいて、町民に周知していただくことも非常に大事なことと思うので、是非そのところはお願いしたい。それと生活保護については、水道料などは含まれてるんだね。

課長 標準生計費として算入れています。生活保護を受けられている方については保護費として水道料金も入っているという考え方から生活保護については減免しないことに本町はしております。

会長 それでは再度確認します。先ほど申し上げました、改定案⑤ということでこの審議委員会ではまとめたいと思いますがご異議ございませんね。

「はい」の声

会長 それでは審議会として、改訂案⑤で決定をさせていただいたということになりますので、よろしく申し上げます。改定案が決まりましたので、答申書を作成するということが次の手順になるわけですが、前回の答申書を今からお配りしますのでそれを見ていただいて、ご意見を拝聴したいと思います。事務局お願いします。

事務局から前回答申書について説明

会長 ざっと説明をしていただいたんですが、質問などありましたら。

会長 無いようでしたら、答申書を今どうしようこうしようということは、なかなか意見も出にくいと思いますので、一旦、私と副会長さんと事務局とで答申書の案を作らせていただけんかなと思っております。それができましたら、皆さんのところに配布するなり、集まってくたくなりして、皆さんにお伺いを立てて、この審議会としての答申書をきちっとまとめていくことにしたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか？

## 「OK」との声

会長 そうしましたらこちらで答申書の案を作らせていただきます。また皆様のご意見を拝聴したいと思います。改定案⑤ということで平均改定率19.9%の改定案を審議会では決めていただいたんですが、皆様ご存知のように、議会でこれを承認をすることがなければ、実行に移すことができません。議会がどういう判断をされるのか、我々の考えは及ばないところですが、審議会としてはきちっとしてこういう結論を出して、こうあるべきだということを申し上げたわけです。あとは町長に答申して、議会での議論をしていただくというのが一つの流れだと思いますので、皆さんも見守っていただけたらと思います。

課長 できましたら付帯意見のところについて、今思われることがあれば、ご意見いただけるとありがたいと思います。先ほど福祉減免については■■■■委員の方からお話ございましたので、その他何かこういったことはどうだろうかということがありますら、この場ででも、事務局の方にご連絡をいただく形でもいいのでお願いします。

会長 前の答申書もじっくり読んでいただいてこういうことも付け加えたらいいのかなということがありましたら事務局の方にぜひ連絡をしてください。そしたら、今日の議題は一応これで終わりにしたいと思います。

## 4. その他

## 5. 副会長 閉会挨拶